

第 2 2 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日 (火) 午後 6 時 0 0 分～午後 7 時 3 0 分 高石市役所 別館会議室 1 1 1	
出席委員	3 名全員 (大学准教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名)	
事務局	契約検査課：堀内課長、武田課長代理、中村主事 土木公園課：梅原課長、田宮課長代理 建築住宅課：酒井課長、松本課長代理 上下水道課：上田課長、伊奈参事、堀課長代理、北口給水係長 教育総務課：西川課長 社会教育課：村田課長	
審議対象期間	平成 2 9 年 4 月～平成 2 9 年 9 月	
抽出案件	6 件	一般競争入札 ・災害時用臨時ヘリポート整備工事 通常指名競争入札 ・ふるさとの川整備工事 (その 4) ・加茂幼稚園遊具改修工事 ・南海中央線照明灯設置工事 ・(改良 29-4) 東羽衣 7 0 7 号線他老朽管更新工事 ・(改良 29-2) 中央通り老朽管更新工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	— 件	
通常指名競争入札	5 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 委員長報告について	
<p>○ 前回の委員会後に提出いただいた「鴨広場整備工事」の遊具発注図面について、委員において確認を行った結果、入札及び契約手続については、適正であるとの結論になった旨を報告する。</p>	
2 平成29年度上半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>平成29年度上半期の平成29年4月1日～29年9月30日では、総契約件数が35件、契約金額の合計は10億5987万7440円、平均落札率は82.5%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、一般競争入札及び通常指名競争入札であり、公募型指名競争入札及び随意契約については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、一般競争入札が1件、通常指名競争入札が24件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が10件であった。</p> <p>平成28年度については、28年度前半が、契約件数が23件、契約金額が約3億3300万円、28年度後半は、契約件数は17件、契約金額は約2億4500万円に対し、平成29年度上半期は、契約件数が35件、契約金額が約10億6000万円と件数、金額ともに昨年度上半期より大幅に増加した。</p> <p>特徴としては、契約検査課発注分では、一般競争入札による工事1件、ふるさとの川整備事業に係る工事3件、都市計画道路南海中央線整備事業に係る工事4件、各小学校トイレ改修工事4件を発注し、契約金額全体の約65%であった。また、水道事業においては、水道老朽管の更新工事に引き続き力を入れており、契約金額全体の約23%であった。</p>

3 平成29年度上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	<p>○指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>平成29年度上半期の指名停止、談合情報及び契約解除の状況については、契約検査課及び上下水道課ともに該当がなかった。</p>
4 抽出事案の審議について	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>案件の抽出にあたっては、落札率や抽選の有無、事業内容等を総合的に判断して、抽出を行った。</p> <p>○災害時用臨時ヘリポート整備工事</p> <p>工事名の変更があったとのことだが、工事内容そのものは、変わっていないのか。</p> <p>工事名が大幅に変更になっているが、どのような事情があるのか。</p> <p>照明設備は、従前からあったのか。</p>	<p>工事名のみの変更で、工事内容についての変更はない。</p> <p>[社会教育課] 今回の工事場所は高師浜野球場であり、当該場所は、大阪府地域防災計画、災害時臨時ヘリポートとして選定されている。今回、夜間停電時においても、一定の明るさを保つため、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、照明設備の改修工事を行うものである。</p> <p>同交付金の申請にあたり、所管する国及び大阪府より、実態に即した事業名称とする必要があるとの指摘から、工事名を変更したものである。</p> <p>[建築住宅課] 当初は、野球場としての照明設備はあった</p>

<p>今回、指名競争入札ではなく、条件付一般競争入札として執行したのはなぜか。</p> <p>工事名の変更前も、一般競争入札で行う予定であったのか。</p> <p>入札結果において、失格となっている理由は。</p> <p>○ふるさとの川整備工事（その４）</p> <p>ふるさとの川整備工事というのは、どのような事業であるのか。</p> <p>本工事の入札を辞退している業者の直近の入札状況を教えて欲しい。本工事入札の前の工事を受注しているのか。</p>	<p>が、臨時ヘリポートとして照度が強いLEDの照明器具へ変更するものである。</p> <p>「高石市建設工事に係る条件付一般競争入札（事後審査型）実施要綱」第2条において、土木工事は2億円以上、建築工事は3億円以上が一般競争入札の対象となっている。本工事は、電気工事となるので、一般競争入札とする規定は無いが、同要綱第2条第3号において、「高石市競争入札審査会の意見を聴いて、市長が必要と認める建設工事」については、一般競争入札に付することができるという規定がある。本工事の設計金額は高額であることから、高石市競争入札審査会へ諮り、一般競争入札とした。</p> <p>工事名の変更のみで、設計金額及び工事内容に変更はないため、当初より一般競争入札を執行する予定であった。</p> <p>本市では、予定価格及び最低制限価格を事前公表しており、また、入札公告において、落札候補者の決定は、「入札参加者のうち、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札候補者とする。」となっており、当該業者は範囲外の金額で応札したため、失格とした。</p> <p>[連立街路河川課]</p> <p>ふるさとの川整備事業は、大阪府が実施した河川の改修事業に合わせて、河川の表面に市民の憩いの場として、修景施設を整備する事業である。</p> <p>本工事の入札前においては、入札に参加しているが、落札した工事は無い。</p>
---	--

<p>当該業者が最近落札したのはいつか。</p> <p>選定理由において、「市外で土木一式が第一希望の当該ランク B ランクの業者 71 社のうち、近隣市町村の業者から、本工事の設計金額に対応する経営事項審査の総合評定値が最も近い業者 2 社を選定に加えた」との事であるが、総合評定値は、綺麗に並んでいたのか。同点の業者があったのか。</p> <p>市外業者 2 社を選定に加えたのは、選定業者数が最低 8 社だからであるが、もう少し多くの業者を選定に加えるという選択肢はなかったのか。</p> <p>○加茂幼稚園遊具改修工事</p> <p>遊具 6 基とのことであるが、具体的にどのような遊具なのか。</p> <p>遊具を選定したのはどの部署か。また、遊具の仕様をどの程度、指定しているのか。</p> <p>工事は竣工しているのか。</p> <p>設置された遊具は、どのようなものであったのか。</p>	<p>本工事の入札後に執行した、建築一式の工事入札で落札している。</p> <p>本工事においては、同点はなく、基準点から近い順に 4 点差、11 点差、18 点差となっていたので、4 点差、11 点差の業者 2 社を選定した。</p> <p>本市として、市内業者の受注機会確保の観点から、市外業者の選定数は、設計金額に応じた選定業者数に達するところまでという考え方で選定を行っている。</p> <p>[教育総務課] ジャングルジム、登り棒、雲梯、複合遊具、トンネル状の遊具、小さな家のような低い高さの遊具の計 6 基である。</p> <p>[教育総務課] 教育委員会で選定し、工事については、土木公園課へ依頼している。遊具の指定については、メーカー図面を参考としているが、メーカー指定等を行わず、同等品以上可としている。</p> <p>[土木公園課] すでに竣工している。</p> <p>[土木公園課] 施工業者から、参考としたメーカー製品の使用材料承認願いが提出され、本市設計に基づいた仕様であることを確認し、承認している。</p>
--	--

<p>6 基全て、市の参考図面メーカーの遊具が設置されたのか。</p> <p>仮に同等品で承認願いがあった場合、何をもって同等品と判断するのか。</p> <p>寸法が、図面と異なる場合はどうするのか。</p> <p>他メーカーで同等品はあるのか。</p> <p>遊具の選定はどのように行ったのか。</p> <p>選定の経緯がわかる議事録等の書類は残しているのか。</p> <p>本工事の入札及び契約手続については、概ね妥当であるが、遊具の選定に関しては、過去の事案でも指摘された通り、疑義を生まぬよう選定過程を透明化するよう努力を求め。</p> <p>○南海中央線照明灯設置工事</p> <p>辞退と不参加で手続き上で違いはあるのか。</p> <p>不参加の業者は、本工事入札の後、「ふるさとの川照明灯設置工事」の入札を落札したということか。</p>	<p>[土木公園課] そうである。</p> <p>[教育総務課] 一般的に材質や寸法、基礎の形状等で判断する。</p> <p>[教育総務課] 寸法が異なる場合は、原則として承認しない。</p> <p>[土木公園課] 特注で製作すれば、調達可能であると考えている。</p> <p>[教育総務課] 幼稚園の意見等も踏まえ、教育委員会において検討し、6基の遊具の選定を行った。</p> <p>[教育総務課] 特に議事録等は残していない。</p> <p>[教育総務課] 分かりました。</p> <p>辞退は業者から辞退の申入れを受けるもので、不参加は、別工事の落札者が次の入札参加の制限の対象となるもの。</p> <p>今回、同日に2件の入札を行い、当該業者を共に指名していた。 「ふるさとの川照明灯設置工事」、「南海中</p>
---	--

<p>不参加については、業者からの申し出ではないということか。</p> <p>○(改良 29-4) 東羽衣 707 号線他 老朽管更新工事</p> <p>設計金額が 6000 万円未満の場合、選定業者数は何社となるか。</p> <p>仮に本工事の設計金額が 6 千万円未満であっても、13 社すべて選定するのか。</p> <p>入札時のくじの方法は、従前から変更はないか。</p> <p>○(改良 29-2) 中央通り老朽管更新工事</p> <p>辞退している業者の辞退理由は確認しているか。</p>	<p>中央線照明灯設置工事」の順で入札を執行し、当該業者については、先に執行した入札の落札者のため、不参加となった。</p> <p>そのとおりである。 本工事の入札要項において、「「ふるさとの川照明灯設置工事」の落札業者は本件入札には参加できない。」と記載している。</p> <p>「1 千 5 百万円以上 6 千万円未満」の場合、選定業者数は 6 社となる。</p> <p>13 社全てを選定することとなる。</p> <p>くじの方法は、従前からの変更はない。</p> <p>入札が成立している場合は、辞退理由については、確認していない。</p>
--	--